

感 企 第 4 1 0 3 号
令 和 4 年 1 月 1 1 日

障がい者施設等管理者・施設長 様

大 阪 府 健 康 医 療 部 長

障がい者施設等の従事者への「定期PCR検査」の再開について

日頃より大阪府政の推進にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

標記については、基本的対処方針の変更やワクチン接種の進捗による感染・重症化リスクの減少等を考慮し、昨年11月末で休止していたところですが、府内の感染状況は12月中旬に感染拡大に転じて以降、感染が急拡大中であり、本年1月8日から「大阪モデル」のステージは警戒（黄色信号点灯）へ移行したところです。それに伴い、標記事業につきましても下記のとおり再開することといたしました。

貴施設におかれましても、新型コロナウイルスの感染防止対策に万全を期しておられることと存じますが、高齢者や基礎疾患を有する入所者は重症化・死亡リスクが高く、とりわけ従事者に対する検査が重要であるという有識者の指摘もございますので、無症状の感染者を原因とするクラスター発生を未然に防止する観点から、積極的にお申し込みくださいますようお願いいたします。

なお、これまでに定期PCR検査を実施いただいている場合も、改めてWEBページからお申込みください。検査の申込み前に、必ず、貴施設の従事者のみなさまから受検に対する同意を得た上で、施設単位でお申込みいただきますようお願いいたします。

また、定期PCR検査に関するお問い合わせは、引き続き相談窓口で承りますので、不明な点等がございましたらご連絡ください。

記

【定期PCR検査に関するホームページ（検査の申込みWEBページ）】

「高齢者施設等従事者定期PCR検査について」

http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/shisetu_kensa.html

※休止前にPCR検査を受検していただいていた施設におかれましても改めてWEBページからの申込みが必要です。

【定期PCR検査に関する相談窓口】

開設時間 ： 9時～18時（土日・祝日を含む）

電話番号 ： 06-7166-9988

【検査対象】

大阪府保健所管内の地域（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市を除く大阪府内の市町村）に所在する次の障がい者支援施設等（同意の得られた施設）の従事者（常勤、非常勤を問わず）

障がい者支援施設等：

＜入所施設＞

障がい者支援施設、共同生活援助事業所（グループホーム）、宿泊型自立訓練事業所、療養介護事業所

＜通所系障がい福祉サービス等事業所＞

生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

【実施期間】

令和4年1月13日10時（申込受付開始）から当面の間

【検査方法及び検査頻度】

検査方法： 唾液によるPCR検査

検査頻度： 2週間に1回

【留意事項】

- ・定期PCR検査の申込方法やその後の流れについては、上記ホームページに記載しておりますので、事前に必ずご確認ください。
- ・定期PCR検査は、症状がない従事者が対象となります。
- ・ご自身で唾液採取ができない方や、すでに症状があり受診が必要な方は、かかりつけ医または診療・検査医療機関、新型コロナ受診相談センターにご相談ください。
- ・施設単位でお申し込みいただきますので、必ず受検者本人の同意（検査申込とそれに伴う個人情報の提供について）を得てください。
- ・定期PCR検査に申し込みをする時点で、施設内にて陽性者が発生している場合、また保健所が介入している場合は定期PCR検査の対象外となります。
- ・定期PCR検査の結果、陽性が判明した場合は、保健所担当者の指示に従ってください。

【添付資料】

- ・高齢者施設等の従事者への定期PCR検査のフロー

【お問い合わせ先】

定期PCR検査に関する相談窓口

TEL：06-7166-9988

開設時間：午前9時～午後6時（土日祝も対応）